

3. 重点整備地区内の整備方針

特定旅客施設において実施すべき事業

公共交通特定事業	
誘導案内	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	視覚表示設備の改善
施設・設備	券売機の取替時には、車いす対応型券売機を導入
	4、5番ホームへのインターフォン設置
	障害者対応型トイレにオストメイト対応機能を追加整備
	ホーム端部の転落防止柵の整備

特定経路において実施すべき事業

道路特定事業	
幅員の確保	歩道の新設・拡幅により安全かつ移動の円滑化
段差・勾配	歩道等の段差解消や、勾配等の改善
舗装面	舗装面等についての改善
案内標識	歩道での設置場所や案内内容の改善
照明	照度が低い場所の改善
視覚障害者誘導用ブロック	必要に応じて配置し誘導を図る
休憩施設	必要に応じて設置する方向で検討
その他道路付帯施設	道路付帯施設について歩行の支障とならないよう検討
交通安全特定事業	
違法駐車行為の防止	違法駐車車両への取り締まり強化及び防止についての啓発
信号機	手押し式信号機の押しボタンの高さの改善
	主要交差点での音響機能等を整備した信号機への改善と歩行者用青時間延長機能の整備
その他の事業	
通路	誘導用ブロック、手すりの行き先点字表示などに配慮し、段差解消を図り、バリアフリーな施設にする
案内表示	必要に応じて音声・音響・点字等による案内設備を設置